

船舶事故調査報告書

令和3年12月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年4月10日 10時15分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{やわたはま} 八幡浜市 ^{すねさき} 諏訪埼北東方沖 ゼク岩灯標から真方位038° 550m付近 (概位 北緯33° 26.8′ 東経132° 23.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{こんびろ} 金比羅丸は、東北東進中、転覆した。 金比羅丸は、機関等に濡損が生じた。
事故調査の経過	令和3年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 金比羅丸、1.3トン EH3-54796（漁船登録番号）、個人所有 6.50m (Lr) × 2.00m × 0.61m、FRP ディーゼル機関、67kW（動力漁船登録票による）、平成4年10月25日
乗組員等に関する情報	船長 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年8月14日 免許証交付日 平成28年9月21日 (令和4年8月13日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約8.7m/s 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約117cm（八幡浜） 松山地方气象台が、4月9日17時及び10日05時に発表した愛媛県南予の天気予報は、下記のとおりであった。 9日17時 明日 東の風 後 西の風 南予北部では はじめ 北東の風 強く 晴れ 明日 波 2m 後 1m

	<p>10日05時</p> <p>今日 西の風 南予北部では 北東の風 やや 強く 晴れ</p> <p>今日 波 1.5m 後 1m</p> <p>松山地方気象台は、4月9日10時16分に八幡浜市に強風及び波浪の注意報を発表し、10日04時08分に同発表を解除した。</p> <p>本事故発生場所の東北東方約2.16海里に所在する八幡浜市水産港湾課が管理する八幡浜港湾業務ビル屋上に設置された風向風速計の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="547 537 1423 992"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月日</th> <th>時刻</th> <th colspan="2">10分間平均</th> <th>観測時刻</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>時:分</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>時:分</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">4月 10日</td> <td>06:00</td> <td>北北東</td> <td>2.8</td> <td>05:03</td> <td>東北東</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>北東</td> <td>2.4</td> <td>06:08</td> <td>北北東</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>東</td> <td>3.8</td> <td>07:32</td> <td>東</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>北東</td> <td>2.7</td> <td>08:39</td> <td>東北東</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>北北西</td> <td>3.1</td> <td>09:37</td> <td>北北東</td> <td>8.7</td> </tr> </tbody> </table>	月日	時刻	10分間平均		観測時刻	最大瞬間		時:分	風向	風速(m/s)	時:分	風向	風速(m/s)	4月 10日	06:00	北北東	2.8	05:03	東北東	7.7	07:00	北東	2.4	06:08	北北東	6.1	08:00	東	3.8	07:32	東	7.1	09:00	北東	2.7	08:39	東北東	6.0	10:00	北北西	3.1	09:37	北北東	8.7
月日	時刻		10分間平均		観測時刻	最大瞬間																																							
	時:分	風向	風速(m/s)	時:分	風向	風速(m/s)																																							
4月 10日	06:00	北北東	2.8	05:03	東北東	7.7																																							
	07:00	北東	2.4	06:08	北北東	6.1																																							
	08:00	東	3.8	07:32	東	7.1																																							
	09:00	北東	2.7	08:39	東北東	6.0																																							
	10:00	北北西	3.1	09:37	北北東	8.7																																							
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、令和3年4月10日05時50分ごろ、釣りの目的で、愛媛県八幡浜市佐島南方沖の釣り場に向けて同市八幡浜港を出港した。</p> <p>船長は、佐島南方沖で錨泊して釣りをしていたが、釣果が思わしくなかったので釣りを終え、10時00分ごろ帰港することとした。</p> <p>本船は、船長が椅子に腰を掛けて、約8ノットの対地速力で手動操舵により、諏訪埼北西沖で針路を八幡浜港長早防波堤灯台に向け東北東進中、左舷側から海水が打ち込み左舷側に傾いたところに再度海水が打ち込み、10時15分ごろ転覆した。</p> <p>付近を航行していた旅客船は、転覆した本船に掴まっている船長を発見して、海上保安庁に10時46分ごろ通報した。</p> <p>船長は、携帯電話で知人に救助を依頼しようとしたが、電話が繋がらなかったため、錨索を右舷船首部のたつに巻き付けて掴まっていたところ、付近で釣りをしていたプレジャーボートの船長により救助された。</p> <p>本船は、11日に船長の知人の船により八幡浜港にえい航された。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>																																												
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、固定式ベストタイプの救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出港時に風が強くなく、また、佐島の南方は北寄りの風の島陰になるので、風が強くなっていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>																																												

	<p>船長は、佐島西方から諏訪埼付近の海域（以下「本件海域」という。）は、北寄りの風が吹くときは波が高くなることを知っていた。</p> <p>船長は、スマートフォンやテレビのデータ放送などで、風向、風速の最新の情報が得られることを知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、諏訪埼北東方沖を東北東進中、北寄りの風で波が高くなる海域を航行して帰港する際、船長が、北寄りの風の島陰になる佐島南方沖で釣りをしている、北寄りの風が強くなり波高が高くなっていることに気付かずに本件海域を航行したことから、左舷船首方から乾舷を超える波浪を受けて甲板に海水が滞留して左舷側に傾いたところへ更に波を受けて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件海域付近は、北寄りの風によって波高が高くなっていたものと考えられる。</p> <p>船長は、出港時には風は強くなく、北寄りの風の島陰になる佐島南方沖で釣りをしている、風が強くなってきていることに気付いていなかったものとのと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、諏訪埼北東方沖を東北東進中、北寄りの風で波が高くなる海域を航行して帰港する際、船長が、北寄りの風の島陰になる佐島南方沖で釣りをしている、北寄りの風が強くなり波高が高くなっていることに気付かずに本件海域を航行したため、左舷船首方から乾舷を超える波浪を受けて海水が甲板に滞留して左舷側に傾いたところへ更に波を受けて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船の船長は、小型船舶が風波の影響を受けやすいことを念頭に、船体の耐航性及び地域の特性を考慮し、常に気象の変化に注意を払うこと。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生場所概略図

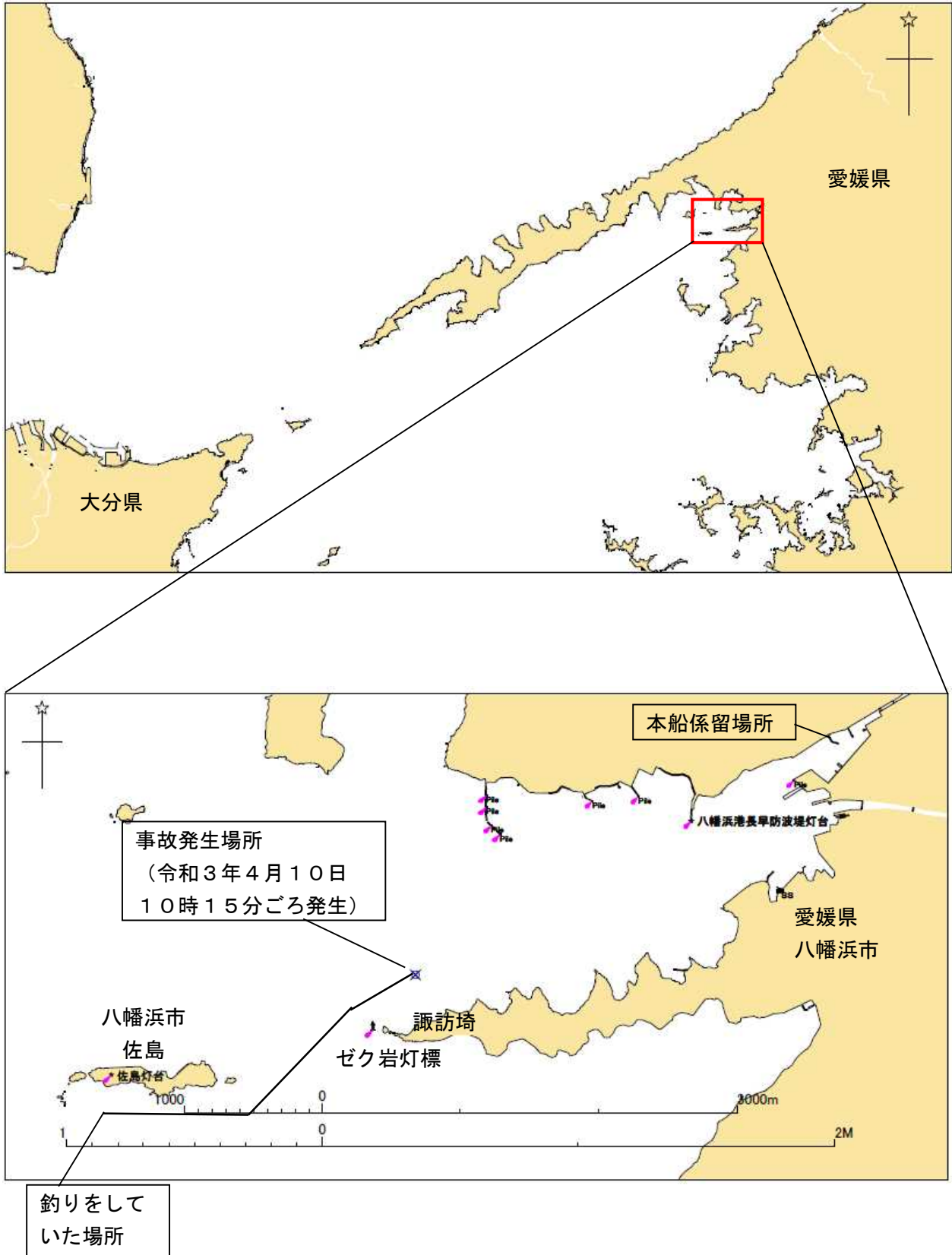


写真1 本船



本船